

事 務 連 絡
令和2年 4月21日

各（総合）振興局産業振興部水産課長 様
各（総合）振興局産業振興部林務課長 様
各（総合）振興局森林室森林整備課長 様

水産林務部総務課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び委託業務に係る検査、打合せ等の対応について」の補足事項について

水産林務部における完了検査に係る新型コロナウイルス感染症対策の対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び委託業務に係る検査、打合せ等の対応について」（令和2年3月3日付け水林総第1608号）により通知をしているところです。

また「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月14日付け水林総第103号）の通知にもあるとおり、三つの密（①密閉空間②密集場所③密接場面）を回避する必要があることから、工事及び業務に係る打合せ等についても、検査と同様に電話や電子メール等の活用を検討してください。

やむを得ず、対面での打合せを必要とする場合は、最小限の人数での実施に努め、マスクを着用するなどの対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録するようお願いいたします。

（（管理係）主査（積算調査））